

フィンランドから日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止
措置について

令和3年2月12日

令和3年2月12日、フィンランドの狩猟用きじ農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生が確認されたことから、同国から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、下記のとおり輸入が停止されました。

記

1 輸入停止措置の対象地域

フィンランド 全土

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ）
- (2) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛